

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 田宮 修

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 ( 06402 )
地域名 (地域内農業集落名)	萩野地区 ( 山道、南、西、新屋敷一、新屋敷二 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月12日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手不足が進行する中で地域の若者が農業に魅力を感じ、将来的に地域農業の担い手となっていけるような、効率的な農地利用を進めていく必要がある。また、貴重な農地の有効活用を図るためにも、中心経営体を中心とした農地の集積・集約化を進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲作付を基本としつつ、収益性のある作物により農用地を維持していく。さらに、既に導入している醸造用ぶどうや落花生を中心にその他の新規作物についても導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置づけた中心経営体へ集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の意向を踏まえながら積極的な活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
日本型直接支払制度を活用しながら、水路等の農業施設の維持に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず多様な経営体や新規就農者等を募り、市町村及びJAと連携しながら育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が多く見受けられるため、日本型直接支払交付金事業を活用した箱わな・くくりわなの購入や地域全体で電気柵等による対策を講じていく。
- ⑦水不足に対応するため、地域での話し合いによる水管理を徹底していく。